

門真市生活保護行政対策本部規程

(設置)

第1条 本市における生活保護行政を適正に執行するに当たり、生活保護制度を取り巻く状況について、市全体の共通の課題認識に立ち、社会保障制度全般を含めた抜本的な制度改革に向けた取組、生活保護行政に係る適切な業務執行体制の確保、不正受給や不当要求等への組織横断的な対応を行うため、門真市生活保護行政対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活保護行政の抜本的改革に向けた取組に関すること。
- (2) 業務執行体制のあり方の検討に関すること。
- (3) 生活保護行政の適正実施並びに貧困ビジネス、不正受給及び不当要求等に対する対処方法等に関すること。
- (4) 自立支援施策の強化に関すること。
- (5) 生活保護行政に対する市民の信頼確保に向けた方策の検討に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、生活保護行政の分析及び改善に係る事項に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び委員をもって構成する。

- 2 本部長は保健福祉部を担当する副市長の職にある者とし、副本部長は他の副市長の職にある者とする。
- 3 委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

企画財政部長、総務部長、市民文化部長、保健福祉部長、教育委員会事務局教育部長
--

(職務)

第4条 本部長は、対策本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 対策本部の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(適正化推進委員会の設置)

第6条 対策本部の円滑な運営のため、対策本部に適正化推進委員会（以下「適正化委員会」という。）を置く。

2 適正化委員会は、対策本部から指示された事項を検討するとともに、保護課に対して、生活保護行政の適正執行に向けた助言等を行う。

3 適正化委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

4 委員長は、保健福祉部次長の職にある者とし、副委員長は企画財政部次長の職にある者とする。

5 適正化委員会の委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

市民文化部次長、教育委員会事務局教育部次長

6 委員長は、適正化委員会を総括する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

8 適正化委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

9 委員長は、必要に応じて適正化委員会における協議事項を対策本部に報告しなければならない。
（関係者の出席等）

第7条 本部長が必要と認めるときは、対策本部及び適正化委員会に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

一部改正〔平成25年門真市庁達2号〕

（報告）

第8条 本部長は、必要に応じて対策本部における協議事項を市長に報告しなければならない。
（庶務）

第9条 対策本部及び適正化委員会の庶務は、保健福祉部保護課において行う。

一部改正〔平成23年門真市庁達17号・25年2号・26年6号・令和2年2号〕

（細目）

第10条 この規程に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。